

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和七年四月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年四月一日

埼玉県東松山県土整備事務所長 大塚 信孝

路線名	武蔵嵐山停車場線
供用開始の区間	比企郡嵐山町大字菅谷字東側 一三五番一七地先から 同郡同町大字菅谷字東側一三 四番一三地先まで
供用開始の期日	令和七年四月一日
備考	令和七年四月一日付け埼玉県東松山県土 整備事務所長告示第八号で告示した道路 予定区域の供用開始である。 延長一七四・〇〇メートル。